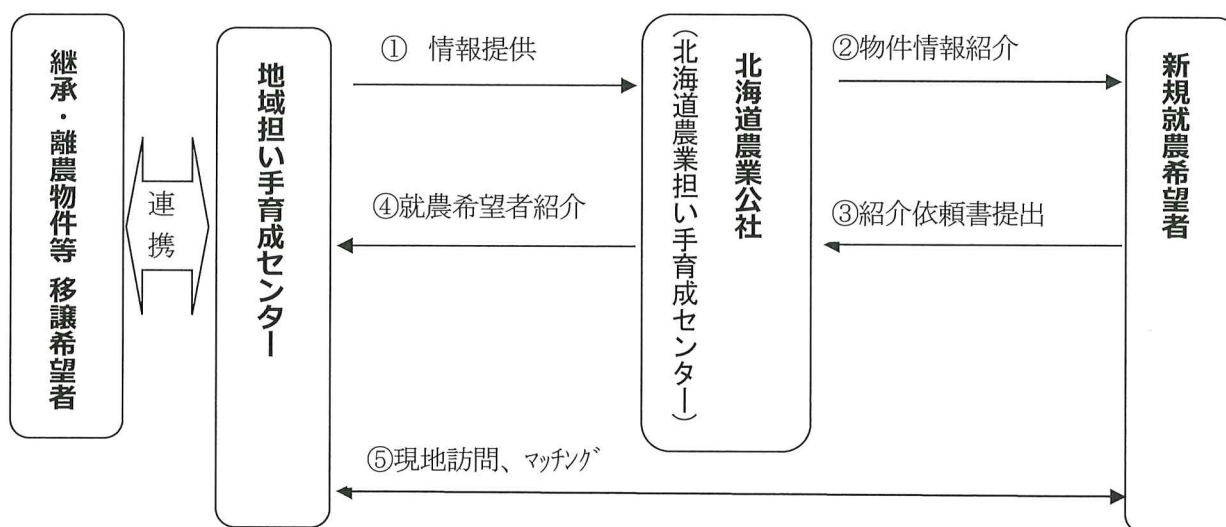


継承物件及び離農物件(空き物件)の情報共有について

1. 目的

現在、公社が実施する農業経営の第三者継承情報・提供活動は、条件に合致する移譲希望登録農家が少なく、登録者の確保が課題となっている。そこで、第三者継承事業とは別に、継承物件及び離農物件(空き物件)情報を(公財)北海道農業公社と地域担い手育成センターで簡素な様式により共有(公開しない)し、就農希望者の地域担い手育成センターへの紹介業務をより円滑に進めたい。

2. 物件情報共有のフローチャート



3. 物件情報の提供条件

継承・離農物件の継承を希望する継承希望者に対して、関係機関及び地域コーディネーターチーム等が農業研修及び資産譲渡等について、責任を持ってサポート出来ることを条件に物件情報をご提供ください。

4. 物件情報の共有方法

1) 手続き

市町村地域担い手育成センターは登録を希望する、継承物件・離農物件がある場合は「継承・離農物件情報共有申込書」と「物件情報」を(公財)北海道農業公社に提出する。

2) 共有期間

共有期間は申込月日から2年間とし、取り下げる場合は、「継承・離農物件情報共有取り下げ文書」を(公財)北海道農業公社に提出する。

3) 窓口担当者

相談窓口担当者(市町村・JA担当者)は、関係機関で協議して選定する。

4) 様式等

様式等は「北海道で農業始めるサイト」の「関係機関専用」からダウンロードする。

5) 「物件情報」の記載に関する注意点

個人情報(名前等)は、記載しないこと。(別紙記載例参照)

5.情報の提供方法及び就農希望者紹介

1) 就農希望者への情報提供

物件情報は、(公財)北海道農業公社が開催する新規就農・農業体験セミナー等(札幌、東京、大阪の各会場)で相談内容に応じて就農希望者に紹介する。

2) 就農希望者紹介

物件の現地訪問調査を希望する就農希望者は、「紹介依頼書」を(公財)北海道農業公社に提出する。(公財)北海道農業公社は、地域担い手育成センターの窓口担当者に新規就農者を紹介し、「紹介依頼書」を送付する。